

○公益財団法人滋賀県陶芸の森の役員等に対する報酬等の支給規程

平成24年4月1日施行

平成24年6月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）定款第14条および第33条の規定に基づき、理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬（期末手当等を含む。以下「報酬」という。）、通勤手当および費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 理事長（常勤理事）には、報酬等として次に定める報酬および通勤手当を支給する。

（1）報酬は、年額5,000千円を超えない範囲内で、理事会において支給額を決定する。

（2）通勤手当は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月17日滋賀県条例第27号）第11条によるものとする。

2 常務理事には、報酬等として次に定める報酬および通勤手当を支給する。

（1）報酬は、年額4,500千円を超えない範囲内で、理事会において支給額を決定する。

（2）通勤手当は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月17日滋賀県条例第27号）第11条によるものとする。

3 理事長（常勤理事）および常務理事を除く役員等には、理事会または評議員会出席の都度、1人1回8,000円を支給する。

4 前項の場合において、評議員に対する報酬等の額は、公益財団法人滋賀県陶芸の森定款第14条第1項に規定する評議員の報酬等の総額を超えない範囲内で支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 理事長（常勤理事）および常務理事の報酬等は、職員の給与の支給等に関する規則

（昭和32年8月31日滋賀県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する日および職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年12月23日滋賀県人事委員会規則第22号）第17条に規定する日に現金で支給し、館長（非常勤理事）および常務理事以外の役員等の報酬は、業務に従事した都度支給するものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき額がある場合は、その役員等に支払うべき報酬等の額から、その額を控除して支払うものとする。

2 役員等の報酬等の支給方法は、規則第2条の2により、報酬の全部又は一部につき自己の預金または貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第4条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額は、滋賀県旅費支給条例（昭和46年3月25日条例第11号）によるものとする。

3 旅費の支給方法は、前条第2項に規定する方法によって支払うことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人滋賀県陶芸の森の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。